記者発表資料

令和３年１２月２４日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第 100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1. 処分対象業者

１　商号又は名称　　株式会社コンノ土木
２　代表者　　金野　憲行
３　主たる営業所の所在地　　秋田県能代市二ツ井町切石字大倉２９－１
４　許可番号　　国土交通大臣許可（般・特－０２）第９６９４号

2. 処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

１　期間
令和４年１月１７日から令和４年１月１９日までの３日間

２　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

令和２年１２月２１日、(株)コンノ土木の一次下請けの労働者が、秋田県能代市内の河川改良工事現場において、倒れた土止め用仮設矢板に挟まれ、その後死亡した。

当該仮設矢板を設置する作業を行うに当たり、工程に関する計画等を作成しなければならなかったが、これを作成しなかった。また、仮設矢板として強度の強い鋼矢板を使用し、同鋼矢板の継ぎ手を結合させつつ、適切な深さまで打ち込ませ、仮設矢板の倒壊を防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかった。

この件について、同社及び同社の従業員は令和３年１０月２２日付けで労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により能代簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　０２２（２２５）２１７１（代表）
建政部　建設産業課　課長　　鈴木（すずき）　学（まなぶ）　（内線６１４１）
建政部　建設産業課　課長補佐　　秋元（あきもと）　学（まなぶ）　（内線６１４６）

＜参　考＞

関係条文

建設業法（抄）

（指示及び営業の停止）

第二十八条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合（中略）においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第４１条第２項又は第３項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一～二　（略）

三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（略）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～九　（略）

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

労働安全衛生法（抄）

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～四（略）

五　仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

２～４（略）

（罰則）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二～六（略）

（両罰規定）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

（計画の作成）

第六百三十八条の三　法第三十条第一項第五号に規定する特定元方事業者は、同号の計画の作成については、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。

○刑法（抄）

（業務上過失致死傷等）

第２１１条　業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。